

債権差押命令申立書

平成22年(2010年)2月18日

長崎地方裁判所 佐世保支部 御中

申立債権者 久木野 憲 司
上記代理人弁護士 北 爪 宏 明

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり
請求債権の表示 別紙「請求債権目録」記載のとおり
差押債権の表示 別紙「差押債権目録」記載のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙「請求債権目録」記載の仮処分決定の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙「差押債権目録」記載債権の差押命令を求める。

添付書類

1	仮処分決定の正本	1	通
2	同送達証明書	1	通
3	資格証明書	2	通
4	第三債務者に対する陳述催告の申立書	1	通
5	訴訟委任状	1	通

当事者目録

〒 [redacted] [redacted]
債権者 久木野 憲 司

(送達場所) 〒 [redacted] [redacted]
[redacted] 法律事務所
TEL [redacted]
FAX [redacted]
債権者代理人弁護士 北 爪 宏 明

〒858-0914 長崎県佐世保市川下町123番地1
債務者 長崎県公立大学法人
上記代表者理事長 太 田 博 道

〒 [redacted] [redacted]
第三者債務者 [redacted] 銀行
代表執行役頭取 [redacted]

〒 [redacted] 送達場所 [redacted]
[redacted] 銀行 [redacted] 支店

請求債権目録

長崎地方裁判所平成21年(㉟)第49号賃金仮払仮処分申立事件の仮処分決定正本に表示された下記金員及び執行費用

確定期限が到来している債権及び執行費用 金 [REDACTED] 円。

(1) 金 [REDACTED] 円

上記仮処分決定の主文第1項記載の賃金のうち、平成21年9月15日から平成22年1月31日まで、毎月21日限り支払うべき1か月あたり [REDACTED] 円の賃金の合計。

(2) 執行費用 金8,820円

(内訳)

①申立手数料	金4,000円
②本申立書作成および提出費用	金1,000円
③差押命令正本送達費用等	金2,820円
④資格証明交付手数料	金1,000円

差押債権目録

金 [REDACTED] 円

債務者が第三債務者 [REDACTED] (支店扱い) に対して有する下記預金債権にして、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときには、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金

差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。
- 3 数種の預金があるときは次の順序による
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは口座番号の若い順による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

第三債務者に対する陳述催告の申立書

平成22年(2010年)2月18日

長崎地方裁判所 佐世保支部 御中

申立債権者 久木野 憲 司
上記代理人弁護士 北 爪 宏 明

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり。

本日貴庁に申立をした上記当事者間の債権差押命令申立事件について第三債務者に対し、民事執行法147条1項に規定する陳述の催告をされたく申し立てます。

平成21年(㉟)第49号 賃金仮払処分申立事件

債権者 久木野 憲 司

債務者 長崎県公立大学法人

決定正本送達証明申請

平成21年(2010年)2月18日

長崎地方裁判所 民事部 御中

債権者代理人弁護士 北 爪 宏 明

記

上記当事者間の貴庁頭書事件について、平成22年2月8日付決定の正本は、債務者に送達されたことを証明して下さい。

上記証明する
平成22年2月18日
長崎地方裁判所
裁判所書記官



代表者事項証明書

会社法人等番号 3103-05-003325

名称 長崎県公立大学法人

主たる事務所 長崎県佐世保市川下町123番地1

代表者の資格、氏名及び住所

理事長 太田博道

副理事長 池田高良

以下余白

これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(長崎地方法務局佐世保支局管轄)

平成22年 2月18日

長崎地方法務局
登記官